

JICA グローバル・アジェンダ（課題別事業戦略）

10. スポーツと開発

0. はじめに（スポーツの特性）

スポーツには人々を強く惹きつける力がある。それは楽しさや熱狂、感動をスポーツがもたらすが故であり、人々にとってスポーツは生きがいの一つにさえなる。また、スポーツには言語・文化・宗教など背景の違う多様な人々・地域をつなぐ力がある。そのため、スポーツを通じて多様な人々が交流することで、相互理解や多様性を尊重する気持ちが醸成され、また、スポーツを通じて人間の闘争心が健全に昇華され、平和の実現へとつながっていく。更に、スポーツにはさまざまな形態があり、「する」だけではなく「見る」、「支える」といった楽しみ方もあるため、対象とする地域や目的に応じて多様な取組が可能である。

本グローバル・アジェンダでは、開発課題解決としての取り組みを戦略化・推進する際、このようなスポーツの特徴と強みを存分に活かし、主体的な個人や組織のネットワークを基盤に、魅力にあふれ人々に愛される、平和な世界への歩みを実現する。

1. グローバル・アジェンダの目的

すべての人が性別や年齢、文化、社会的・経済的地位、障害の有無などに関係なくスポーツを楽しめる、それを等しく選択できる平和な社会の実現を促進する。

2. 課題の現状と分析及び目的設定の理由

(1) 課題の現状と分析

1) 国際場裏の動向

フランスをはじめとするヨーロッパ諸国では、古くからスポーツは権利として捉えられており、国際連合教育科学文化機関（UNESCO）も 1978 年 11 月に採択した『体育およびスポーツに関する国際憲章（International Charter of Physical Education and Sport）』に「体育・スポーツの実践はすべての人にとって基本的権利である」と明記している。また、我が国も批准している『児童の権利に関する条約（The States Parties to the Convention on the Right of the Child）』（1989 年）や『障害者の権利に関する条約（Convention on the Rights of Persons with Disabilities）』（2006 年）、『女子差別撤廃条約（Convention on the Elimination of all forms of Discrimination Against Women）』（1981 年）においても、教育、保健、社会保障などと並んでスポーツも人の尊厳や権利として享受されるべきものとされている。

他方、「スポーツと開発」の考え方が発展したのは、21 世紀に入ってからである。2003 年 11 月の国連総会において『教育を普及、健康を増進、平和を構築する手段としてのスポーツに関する決議（Sports as a means to promote education, health, development and peace）』が採択されて以降、それまでは余暇活動や健康増進の領域内で理解されてきたスポーツが、人間開発や平和構築のための一つのアプローチとして定着した。同流れを汲み、2015 年 9 月に採択された『持続可能な開発のための 2030 アジェンダ（the 2030 Agenda for Sustainable Development）』では、「スポーツもま

た、持続可能な開発における重要な鍵となるものである。我々は、スポーツが寛容性と尊厳を促進することによる、開発及び平和への寄与、また、健康、教育、社会包摂的目標への貢献と同様、女性や若者、個人やコミュニティのエンパワメントに寄与することを認識する。」と前文にて明記された。また、2017年7月にロシアで開催された「第6回体育・スポーツ担当大臣等国際会議（The 6th International Conference of Ministers and Senior Officials Responsible for Physical Education and Sport: MINEPS VI）」において、持続可能な開発と平和に向けたスポーツの貢献の最大化がテーマとされ、「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals: SDGs）」の達成に向けてスポーツによる貢献が明言され、効果測定のための指標の開発が進められている。

2) 開発途上地域の課題

開発途上地域において、スポーツの価値や意義、スポーツの果たす役割の重要性を政策に反映している国もある。しかしながら、開発途上地域においては十分な事業予算の確保が難しく、人材不足など関連機関の組織力の弱さもあり、政策があっても十分な事業ができていない場合が多い。また、当該国におけるスポーツ関連事業が必ずしも人々の生活の質の向上ではなく、一部のスポーツエリートに特化されるような競技スポーツの向上のみを強調している場合も多い。特に、世界人口の約10億人が障害者、かつ、その約80%が開発途上地域で暮らしているとされているが、障害者が日常的にスポーツを楽しめる環境の整備はまだ進んでおらず、また、ジェンダー格差や文化的背景から女性のスポーツの機会も限られている。更に、学校体育は世界の9割以上の国でナショナルカリキュラムとして必修化されているにもかかわらず、開発途上国ではその認知度の低さや、指導人材・施設の不足などにより十分な実施がなされていない場合が多く、その支援ニーズは高い。

(2) グローバル・アジェンダの目的設定の理由

スポーツへのアクセス、そして、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことはすべての人々の権利である。スポーツにはさまざまな正の効果があり、個人にとっては心身の健康保持や自己の成長などの機会となり、社会にとっては多様な人々の社会参画促進や地域の一体感並びに活力の醸成、国際相互理解の促進などの機会となる。しかしながら、開発途上地域においては、ソフトとハード両面のインフラ不足、文化的・社会的・経済的背景による制約、紛争などによる不安定な情勢などの理由から、スポーツへのアクセスは限定的となっている。そのため、開発途上地域におけるすべての人々が性別や年齢、文化、社会的・経済的地位、障害の有無などに関係なく、それぞれの関心や適性などに応じて安全かつ公正な環境の下で生涯にわたりスポーツを楽しめる環境を整えることが必要である。したがって、本グローバル・アジェンダではスポーツへのアクセス向上を目的とし、すべての人々が自身の関心や適性に応じてスポーツを楽しみ、それを通じて幸福で豊かな生活を営める社会の実現を目指す。

(3) 国際機関等の取組

国連開発計画（UNDP）、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）、国連食糧農業機関（FAO）はそれぞれが所掌する課題解決に向けてスポーツを活用しており、貧困撲滅の啓発や、異文化交流を目的とした親善試合、教育プログラム、スポーツ用品の提供などを実施している。また、イギリスやフランス、アメリカ、オーストラリアなどの二国間援助機関も開発と平和の手段として、さらに自国の国際的地位向上の手段としてスポーツを活用している。

(4) 日本政府の政策的重点

『開発協力大綱』（2015年）には、人々の基礎的生活を支える人間中心の開発の一つとしてスポーツも記載されている。また、『スポーツ基本法』（2011年）をはじめとするスポーツ関連政策では、スポーツを世界共通の人類の文化とし、「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは全ての人々の権利」であるとしている。そして、スポーツは、人と人、地域と地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成するとともに、国際相互理解を促進し、国際平和にも大きく貢献するとし、我が国の国際的地位の向上にも極めて重要な役割を果たすとしている。

3. 日本・JICA が取り組む意義

以下の日本の強みを活かして、スポーツ分野での国際協力を行うことは、日本の経験に基づき、精神的な豊かさを含めて人間開発をとらえる日本の開発理念を実践し、日本らしい協力の存在感を示す意義がある。

(1) スポーツの機会を平等にした日本の学校体育の経験

日本の学校では体育科教育に加えて運動会や課外活動（部活動）を通じて、戦前から貧富の差に関わらずすべての人々にスポーツの機会を提供し、日本におけるスポーツの基盤整備に大きな役割を果たした。また、生涯にわたって運動を親しむ資質や能力の習得や体力の向上に加え、主体性や協調性、自尊心など個人の幅広い力や姿勢を育むことにも貢献している。特に運動会や課外活動（部活動）は日本特有の取組と言え、スポーツの機会が限られる開発途上国でも、学校を中心としながら人材育成と並行してスポーツの基盤整備を進めていくことは効果的と考えられるため、日本の同経験を活かしながら協力を展開していくことは意義が高い。

(2) 生活や社会の中に早くからスポーツを取り入れた日本の経験

昨今の平均寿命の延びに伴い、世界では年々高齢化が進み、また、世界の死者数に占めるがんや糖尿病、心臓疾患などの非感染性疾患（NCDs）による死者の割合も年々増加している。これらの状況は開発途上国でも例外ではなく、高齢者の体力維持・増進や生活習慣病の予防・改善に向けて幅広い世代が運動できる機会を提供することが必要とされている。日本ではラジオ体操などを通じて、家庭やコミュニティでスポーツを楽しみ、健康維持・増進とともに年齢などを超えた社会の融和を進めてき

た経験を有する。また、日本は世界の中でも早くに高齢化社会を迎え、その対応策として自治体が中心となって運動プログラムの提供などを進めてきたことから、それらの経験を開発途上国にも伝えていくことが重要である。

(3) 長きにわたる JICA の「スポーツと開発」取組実績

JICA は 1965 年度の青年海外協力隊発足当初からスポーツ隊員の派遣¹を始め、日本の各大学との連携派遣も一つの軸としながら、2020 年 3 月末時点で累計 5,000 名近い体育・スポーツ隊員を各国に対して派遣している。そして、1990 年代には障害者スポーツ分野の課題別研修を、2000 年代には NGO と連携したスポーツ協力を開始するなど、世界に先んじて「スポーツと開発」に取り組んできた実績がある。特に、平和構築の分野では、スポーツが相互理解を促進するという特性に着目し、2002 年の東ティモールにて独立直後の国民融和を目的とした独立記念スポーツ大会や、2016 年から南スーダンにて民族融和を目的とした国民スポーツ大会（National Unity Day : NUD）をはじめとして積極的にスポーツを活用している。また、日本の学校体育の強みを活かし、開発途上国に対して体育隊員派遣や技術協力などを通じて、教材作成や教員養成、授業の実践など体育教科の普及に取り組んでおり、体力向上や健康増進のみならず、自己肯定感や自発性、協調性などの養成を通じて開発途上国の開発を担う次世代の人間開発に貢献している。

(4) 人間の安全保障への貢献

スポーツはすべての人が基本的人権、かつ、尊厳として享受すべきものであり、誰もがスポーツにアクセスできるようにすることは、人間の生にとってかけがえのない中枢部分を守り、すべての人の自由と可能性を拡大することにつながると考えられる。そのため、「スポーツと開発」に取り組むことは、我が国が提唱し、JICA もミッションとする「人間の安全保障」²の実現にも寄与するものといえる。

このように、日本は学校体育を通じて万人にスポーツにアクセスする機会を早くから整えてきたこと、生活や社会の中に早くからスポーツを取り入れてきたこと、「スポーツと開発」分野では日本が多くの実績を有し、他国に比べて一日の長があること、スポーツは開発における有効なアプローチの一つであることから、我が国が世界の先頭に立って「スポーツと開発」に取り組んでいく意義は高く、これら取り組みを通じて我が国の国際的地位の向上にも資する。

¹ 初代協力隊員を派遣したラオス、カンボジア、マレーシア、フィリピンのうち、ラオスには同国政府の強い要請を受けて体育教員養成学校や警察学校での指導のために柔道隊員を、マレーシアには国家警察への指導と普及活動のために柔道隊員を、カンボジアには当時の国家元首・シアヌーク殿下が教育と青少年の体育振興に力を入れていたことを受けてナショナルチーム指導並びに一般クラブにおける選手育成のために柔道及び水泳隊員が派遣された。

² JICAHP「人間の安全保障」

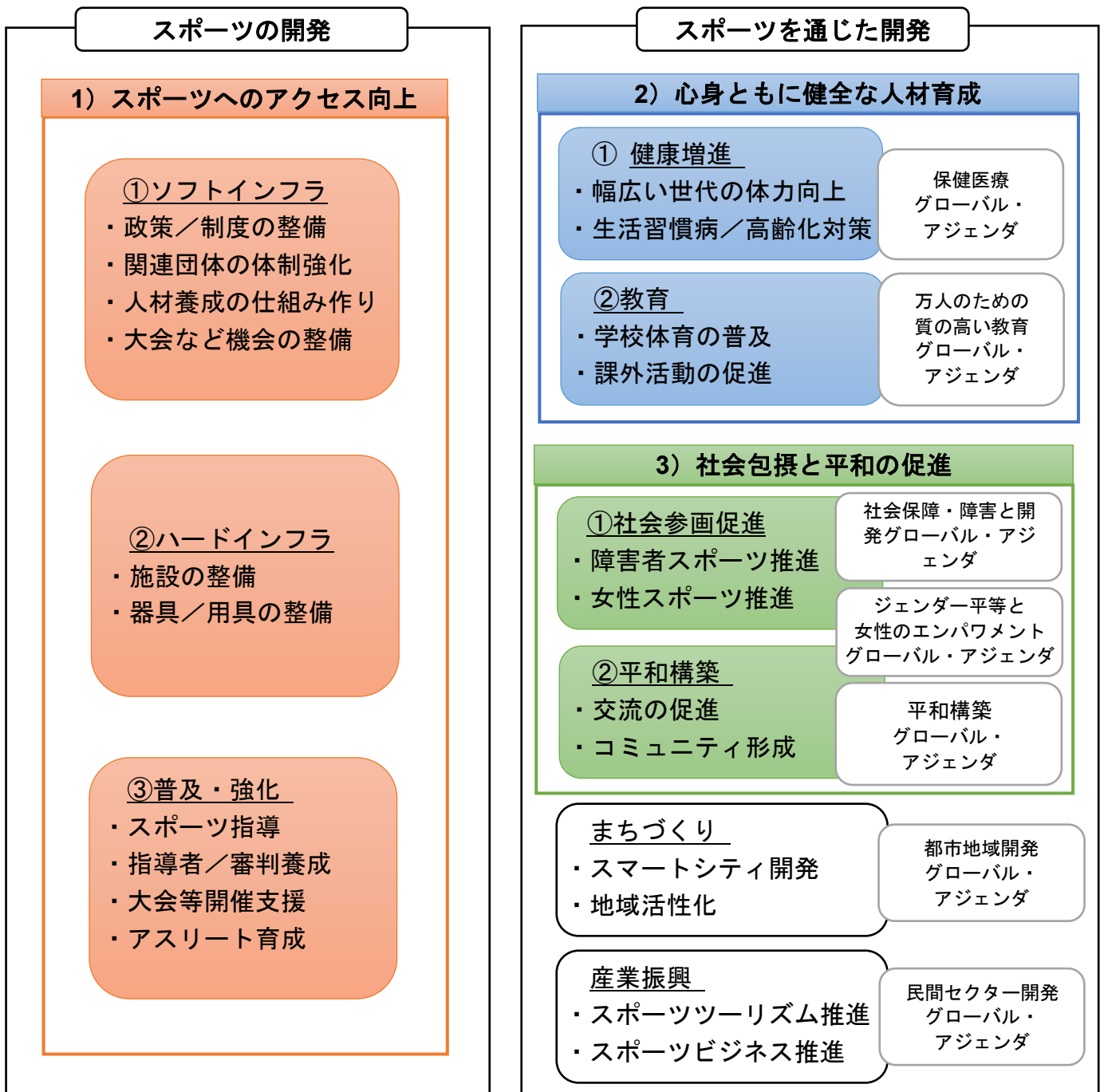
(https://www.jica.go.jp/activities/issues/special_edition/security/summary.html)

4. グローバル・アジェンダ目的への貢献のシナリオとクラスター

(1) グローバル・アジェンダの基本的な考え方及びアプローチ

「スポーツと開発」には、スポーツを開発課題として捉え、スポーツそのものの普及・強化に取り組む「スポーツの開発」と、スポーツを手段として捉え、開発課題解決に向けてスポーツを活動に取り入れる「スポーツを通じた開発」の2つがある。本グローバル・アジェンダの目的達成に向けては「スポーツの開発」に取り組むことになるが、スポーツが開発における一つの有効な手段であることは間違いなく、かつ、開発の手段としてスポーツを活用する過程でスポーツへのアクセス向上にもつながるため、他のグローバル・アジェンダと連携しながら開発課題解決に向けて「スポーツを通じた開発」にも取り組む。「スポーツと開発」分野の全体像は以下図のとおり。本グローバル・アジェンダでは(1)スポーツへのアクセス向上、(2)スポーツを通じた心身ともに健全な人材育成、(3)スポーツを通じた社会包摂と平和の促進に取り組む。

「スポーツと開発」分野の全体像



1) スポーツへのアクセス向上

(ア) 達成目標

開発途上地域におけるスポーツへの参加機会を拡充し、開発途上国の人々に対してスポーツの価値や楽しさを届ける。なお、重点地域は日本のスポーツ団体の興味・関心が高いアジア、スポーツへのアクセスが他地域に比べて限定的なアフリカ及び日本のスポーツへの関心が高い中南米の日系社会とする。

(イ) 取組内容

①ソフトインフラ整備

主に技術協力事業や草の根技術協力事業を通じて、スポーツ関連政策や制度の整備、政府や行政、競技団体の体制強化、審判及び指導者養成のための仕組みや体制の整備、スポーツ大会などより多くの人々がスポーツに参加できる機会の整備などを行う。なお、競技スポーツのみに特化された制度や体制、仕組みとならないように、障害者や女性を含むすべての人々が生涯にわたってスポーツを楽しむような政策や制度、体制、仕組みを整備する。

②ハードインフラ整備

主に無償資金協力事業や民間企業との連携を通じて、ルールに則った各種スポーツを行える施設や運動場、スポーツ関連用具の整備、スポーツをしやすいまちづくりなどに取り組む。特に、障害者スポーツ関連用具の整備では、競技用車いすや義手義足などの開発を行う民間企業との連携を通じて機材・設備の整備を行う。また、施設整備に際しては、障害者を含め誰もが使いやすい設計を当初から行うように留意する。

③スポーツの普及・強化

主に JICA 海外協力隊事業や日本の競技団体などとの連携を通じて、スポーツ指導や指導者・審判養成、各種イベントの実施などを通じてスポーツの普及に取り組む。また、国際舞台で活躍できるアスリート及びそれらアスリートを育てる指導者・組織の育成にも取り組む。更に、開発途上国への選手・指導者の派遣や開発途上国の有望選手の招へい（大会への招待含む）なども実施する。

(ウ) 主な連携先

日本オリンピック委員会（JOC）、日本パラリンピック委員会（JPC）、日本スポーツ振興センター（JSC）、日本スポーツ協会（JSPO）、日本パラスポーツ協会（JPSPA）、競技団体、スポーツクラブ、自治体、大学、NPO／NGO、民間企業、アスリートなどの個人

2) 心身ともに健全な人材育成

(ア) 達成目標

幅広い年代の人々への運動機会の提供を通じて高齢者の体力維持や生活習慣病の予防・改善を促進する。また、学校体育や課外活動の整備を通じて開発途上国の次世代を担う人材を育成する。なお、重点地域について、前者は高齢化対策や生活習慣病対策のニーズが高いアジア・大洋州とし、後者は教育支援のニーズが高いアジア、アフリカとする。

(イ) 取組内容

① 幅広い世代の健康増進

適切な強度と頻度で継続的に行われれば、運動が心身の健康にさまざまな正の効果をもたらすことは既に確認されている。特に、高齢者の体力維持や生活習慣病の予防・改善のために適度な運動が果たす役割は大きい。そのため、幅広い年代に運動機会を提供することで、また、誰もが運動をしやすいまちづくりをすることで、健康維持・増進を目指す。

具体的には、主に JICA 海外協力隊事業を通じて開発途上国の幅広い年代の人々に対して運動により体力の維持・向上や健康の維持・増進を図る機会を提供する。運動機会の提供に当たっては、日本スポーツ協会（JSPO）が開発したアクティブ・チャイルド・プログラムや、大人に向けた減量・肥満予防プログラムなど、運動が苦手な人も含めて誰もが楽しめるよう工夫を凝らし、適度な運動の習慣化につながるようにする。また、日本のスポーツクラブや自治体、民間企業も人々の健康増進を目的にさまざまなプログラムを提供しているため、それらのプログラムを開発途上国にも輸出していく。

② 教育

学校教育にスポーツを取り入れることで、子どものうちから生涯にわたって健康に過ごすための体力や習慣を身に付けることができる。また近年では、将来の所得やキャリアの成功のためには、識字・計算能力などのいわゆる学力テストで測れるもの（認知能力）だけではなく、目標の達成、他者との協働、情動の制御など個人の幅広い力や姿勢を含む非認知能力³も重要であると多数の研究で指摘されている。非認知能力は幼児期から青年期にかけて鍛えられるものであり、学校体育や運動会、課外活動などでのスポーツの機会を通じて同能力の向上を目指す。

具体的には、大学・団体などの有識者、NPO／NGO、自治体などと連携し、技術協力事業や草の根技術協力事業を通じて体育教科の教科書や指導要領などの作成や教員養成の支援を行うとともに、開発途上国の実施体制強化を図る。そして、教科書や指導要領などの教材に基づいた授業が実践されるよう、技術協力事業と連携する形で体育隊員を派遣し、教員の能力強化や体育教科に必要な用具の整備など学校の実施体制強化を図る。また、個人競技だけでなく団体競技も含まれ、かつ、ダンスなど参加者全員が協力して一緒に創り上げる種目も含まれる、全員が等しく参加できる日本独自の「運動会（UNDOKAI）」の取組も積極的に取り入れ、子どもの頃から運動に親しむための素地を養う機会を提供する。

（ウ）主な連携先

日本スポーツ協会（JSPO）、日本スポーツ振興センター（JSC）、スポーツクラブ、NPO／NGO、大学、自治体、民間企業

3) 社会包摂と平和の促進

（ア）達成目標

主に障害者や女性に対して一つの生きがい、かつ、自己肯定感を高める場としてスポーツへの参加機会を提供し、もって障害者や女性の社会参画を促進する。また、誰もが公正かつ公平に参加できるスポーツ機会の整備を通じて多様な人々の交流を深め、相互理解を促進し、もって平和な社会の実現に寄与する。なお、重点地域は日本

³ 経済学者ヘックマンが提唱した能力で、IQ（認知的能力）以外の能力。経済協力開発機構（OECD）では、社会情動的スキルと言われ、「目標の達成（忍耐力・自己抑制・目標への情熱）」、「他者との協働（社交性・敬意・思いやり）」、「情動の制御（自尊心・楽観性・自信）」に関わるスキルとして整理されている。

のスポーツ団体の興味・関心が高いアジア、平和構築や女性の社会進出のニーズが高い中東、アフリカとする。

(イ) 取組内容

① 社会参画促進

スポーツへの参加は、障害者や女性、子どもなどの社会的弱者、あるいは被災者や難民など、何らかの理由で社会参加の機会が限られている人々にとって、心の癒しや精神的な支えとなる。そして、誰もが公平なルールの元に活動し関わり合う事で、偏見や差別を払しょくし、個々のエンパワメントにもつながる。また、多くの人と関わる機会を創出し、それを通じてコミュニティが形成されるなど社会包摂を体感することもできる。このように、スポーツを通じて一人ひとりのエンパワメントを図り、それぞれの社会参画を促進することを目指す。

具体的には、主に障害者や女性が日常的にスポーツを楽しめる場を整備するとともに、社会参画の一つときっかけとなるような、かつ、社会の偏見や差別を払しょくすることにつながるような大会などの場を整備する。また、障害者や女性にとって目標となるようなロールモデルの育成にも取り組む。

② 平和構築

スポーツは人種や言語、宗教などさまざまな違いを乗り越えて人々を同じ場に集めることができ、異なる立場の人々が一緒にスポーツをすることで相互理解を促進することができる。そして、ルールの元に公正に判断がなされるスポーツは、社会的公正・規範遵守などの価値観を学ぶ機会にもなる。更に、オリンピックやパラリンピックなどの国際大会や国内のスポーツ大会の開催は、国中もしくは世界中の人々に一体感を生み出すことができ、また、大会に参加し活躍するアスリートの姿は、国家の統一や民族融和の象徴となり、国民の心をつなげることができる。特に、新型コロナウイルスにより世界が一変した状況においても、物理的な距離やさまざまな違いを超えて、心理的・物理的に離れ離れとなった人々や社会を再度つなぐことが期待される。このように、言語や文化、宗教などさまざまな違いを乗り越えて相互理解を促進するスポーツの特性を活かして、多様性を尊重する平和な社会の実現を目指す。

具体的には、すべての人々が公正かつ公平に参加できる国民大会の開催支援や多様な人々が参加できるスポーツの場の創出に取り組む。なお、日本国内においても国際交流や外国人材の受入などに際してこれらのスポーツの特性を活かして一般市民の国際理解の促進を図り、多文化共生社会の推進につなげる。

(ウ) 主な連携機関

日本オリンピック委員会（JOC）、日本パラリンピック委員会（JPC）、日本パラスポーツ協会（JPSA）、競技団体、スポーツクラブ、自治体、大学、NPO／NGO、民間企業

なお、本グローバル・アジェンダで達成するレベルの指標は次のとおりとする。





<JICA 資金により達成するレベルの指標>



- 1) JICA 事業を通じて開発途上国の人々にスポーツの価値や楽しさ、喜びを届ける。
- 2) 広くスポーツの裾野を拡大し、また特に貧困、難民、障害者、女性などの困難な状況に置かれた人々にスポーツへの参加機会を提供することで個々のエンパワメントを促進する。(SDGs ゴール 3, 4, 5, 10, 16, 17)。
- 3) 新型コロナウイルス感染症の影響による物理的な移動の制約を鑑み、オンラインなどのテクノロジーを活用した協力を通じてスポーツの価値や楽しさ、喜びを届ける。
- 4) 一般市民への強い訴求力を活かし、国内外での啓発や広報を通じて市民参加協力を推進する。

<外部資金の活用・連携により達成するレベルの指標>

- 5) 外部団体（総合スポーツ団体、競技団体、大学、民間、自治体、ドナー他）との連携によりスポーツの価値や楽しさ、喜びを届ける。

また、本グローバル・アジェンダを通じて貢献を目指す主な SDGs ゴールは次のとおりとする。

SDGs ゴール	関連取組
ゴール 3  3 すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校体育の普及 ・ 幅広い年代への運動機会の提供
ゴール 4  4 質の高い教育をみんなに すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校体育の普及 ・ 幅広い年代に対するスポーツを通じた学びの場や機会の提供
ゴール 5  5 ジェンダー平等を實現しよう ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワメントを図る	<ul style="list-style-type: none"> ・ 女性のスポーツ機会の確保
ゴール 10  10 人や国の不平等をなくそう 国内および国家間の不平等を是正する	<ul style="list-style-type: none"> ・ スポーツ環境の整備 ・ 学校体育の普及

<p>ゴール 16</p>  <p>16 平和と公正をすべての人に</p>	<p>持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相互理解を促進する場や機会（大会、交流プログラム等）の創出 ・ 国家の統一や民族融和の象徴となるアスリート（ロールモデル）の育成
<p>ゴール 17</p>  <p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p>	<p>持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ スポーツへのアクセス向上 ・ 多種多様な外部団体との連携

(2) クラスタ

本グローバル・アジェンダではクラスタを設定しない。

(3) 「主流化」する取組内容

「スポーツを通じた開発」では、スポーツを手段として捉え、保健医療や教育、社会保障、障害と開発、ジェンダー、平和構築、まちづくり、産業振興などの多様な開発課題の解決に活用することを目指しているが、現状はその有用性が理解されておらず、かかる取組も多くはない。そのため、スポーツを活用した取組の主流化、つまり、スポーツが国際協力における一つの有効なアプローチであるという認識を浸透させ、当たり前にも活用されるようになることを目指し、外部の関係団体／関係者との連携を密にし、国内スポーツ分野における国際協力の流れを後押しすることに加え、JICA 内でも他分野の事業とスポーツの連携を促進する。

なお、主流化に向けて本グローバル・アジェンダでは、「スポーツと開発」にかかる国際動向や事例などを取りまとめ、機構内外へ積極的に発信するとともに、新規案件形成や既存事業でのスポーツの活用検討に際して助言などを行う。また、「スポーツと開発」事業の効果に関する研究を通じて効果測定のための共通の指標開発などを行う。

5. グローバル・アジェンダ、クラスタに関する戦略的取組の工夫

(1) パートナーシップの有効活用

スポーツは訴求力が強く、他の開発課題と違い、どのような立場であっても参加しやすいため、より広範なアクターを惹きつけ、巻き込むことが可能である。そのため、SDGs 達成に向けてさまざまアクターとのパートナーシップを加速させていく必要があるという観点からスポーツは多大なる貢献が可能である。

スポーツを通じたパートナーシップの実績として、国内では連携協定を締結している日本オリンピック委員会（JOC）、日本ラグビーフットボール協会（JRFU）、日本サッカー協会（JFA）、日本プロサッカーリーグ（Jリーグ）、日本女子プロサッカーリーグ（WE リーグ）、プロ野球球団、各大学に加え、連携協定はないものの、日本パラリンピック委員会（JPC）、日本スポーツ振興センター（JSC）、日本スポーツ協会（JSPO）、

日本パラスポーツ協会（JPSA）、日本アンチ・ドーピング機構（JADA）、日本野球機構（NPB）、ホストタウンの自治体などとは連携実績があり、日本国内で一体となって「スポーツと開発」に取り組んでいる。国外ではパリ 2024 オリンピック・パラリンピック大会を控えるフランス開発庁（AFD）や世界銀行（WB）と密に連携をしている。他方、民間企業との連携については十分ではなく、スポーツビジネスは開発途上国のスポーツ環境の整備推進に寄与するのみならず一つの産業として経済発展に寄与する可能性も大いに秘めているため、より戦略的に取り組んでいく必要がある。そして、意欲のあるさまざまな個人・団体と協働しつつ、それぞれが同じ目標に向かって主体的に取り組める場の構築を目指す。

（2）イノベーションの推進

近年、ボッチャなど、障害の有無や性別、年齢などに関係なく誰もが一緒に楽しめるユニバーサルスポーツが注目されている。また、新型コロナウイルスの感染拡大により、スポーツを自由に実施することは一時困難となったが、その中でもオンラインなどのテクノロジーを活用したスポーツの楽しみ方が多く生まれている。更に、東京 2020 オリンピック・パラリンピックに向け、フェンシングをはじめとしてテクノロジーを活用し、誰もがスポーツを楽しめるような環境づくりが日本にて進められている。右状況を踏まえ、ユニバーサルスポーツの普及やオンラインを活用した遠隔指導、テクノロジーを活用した新たなスポーツの楽しみ方の導入など、多様なアクターが「スポーツと開発」の取り組みに気軽に参加できるようなイノベティブな仕組みづくりを推進していく。それに加えて、開発途上地域でも多くのスポーツ活動が既に自発的な個人による無償での活動によって支えられていることを踏まえ、それらの自発性を持った個人を登用し、活動資金や活動のノウハウなどを提供することによって、活発に「スポーツと開発」の取り組みが推進される体制を整備する。

（3）国内での啓発・広報を通じた市民参加協力の推進

スポーツは訴求力やさまざまな立場の人々・団体を巻き込む力が強く、国際協力に比べると一般市民の関心も比較的高いと考えられるため、スポーツを入り口として国際協力にも興味を持ってもらえるよう、戦略的かつ積極的に啓発・広報を展開し、市民参加協力の推進を図る。具体的には、①JICA ウェブサイトや SNS などの各種媒体を活用し、JICA の「スポーツと開発」の取組概要、各事業情報、好事例などを発信する。また、②競技団体やプロスポーツクラブ、民間企業、ホストタウンをはじめとする自治体、大学などと連携しながら、一般市民向けの各種イベント・セミナーを企画・実施する。特にプロスポーツクラブとはホームゲームイベントにあわせて関連イベントやブース出展などの企画を行うと効果的かつ効率的な啓発・広報が可能である。更に、③JICA 海外協力隊経験者による社会還元のための取組も推進し、体験談の紹介や各種イベント・セミナーへの登壇のみならず、帰国後の進路先においても隊員経験を活かし、伝えることで、国内の国際理解を促進する。

6. その他 留意事項

- (1) スポーツの訴求力の強さはその楽しさに起因するものが大きく、事業を考えるに当たってはその楽しさを存分に活かした形を検討することが望ましい。また、スポーツに決まった形はなく、対象地域の背景や事業目的などに応じてどのような形でスポーツを取り入れるのが良いのかを検討することが望ましい。
- (2) スポーツは文化の総体であるがゆえに、社会の障壁や人々の態度がスポーツに投影される危険性があり、対立感情を煽ることにつながる危険性もあるため、事業実施に当たってはそれら危険性を十分に理解し、誰もが公平かつ公正で楽しくスポーツに参加できるような環境を整える必要があることに留意すべきである。
- (3) スポーツ時にマスクを常時装着することは困難、かつ、人同士の接触は避けられないこと、また、熱中症のリスクも他に比べて高いことから、日本スポーツ協会（JSPO）などが制定しているガイドラインを基に、現地の状況を踏まえ、必要な感染症対策や熱中症対策を施す必要がある。

以上

別紙 1：国際機関等の取組

別紙 2：日本の関連政策

別紙 3：協力実績

国際機関等の取組

(1) 国連機関

国連開発計画（UNDP）は、オリンピックやパラリンピックをはじめとする有名スポーツ選手を招いた貧困撲滅キャンペーンや、異民族交流スポーツプロジェクトなどを実施している。国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）は、生活改善やコミュニティ再編、尊敬や公正の精神を育むことを目的とし、スポーツ用品の提供、親善試合の開催、スポーツを用いた教育プログラムなどを難民キャンプに対して実施している。国連食糧農業機関（FAO）は、農業生産性の向上に必要なコミュニティ意識を高める手段として、農村でのスポーツ活動を展開している。

(2) イギリス

文化・メディア・スポーツ省の外郭機構である UK Sport がスポーツを中心とした支援を、外務・英連邦・開発省（FCDO）が開発を主眼とした支援を実施している。UK Sport は 2015 年以降 40 カ国以上に対して競技指導者の育成、パラリンピック競技種目スポーツ用品の供与、海外へのイギリス指導者の派遣などを行なっている。また、ロンドン 2012 オリンピック・パラリンピック大会の招致決定後には、UK Sport と旧開発省（DFID）以外に、オリンピック大会組織委員会、文化・情報・スポーツ省、ブリティッシュカウンシル、ユニセフ等が連携し、各国の地域コミュニティ、教師らと協力してスポーツイベントを実施し、コミュニティの子どもたちにスポーツの力を実感してもらうことを狙いとした活動を展開しており、2021 年 1 月時点でアジア、アフリカの 9 カ国にて、子どもの健康、教育、ジェンダー等に関する課題に解決するためのプロジェクトを実施している。更に、英連邦（The Commonwealth）が、国家の開発目標や SDGs に対してスポーツが最大限貢献できるような政策・戦略の開発を推進している。具体的には、①スポーツの SDGs へのインパクト、②関連する国家政策・戦略の開発、③関連する指導者やその他政府職員の能力強化、に注目した活動を行っている。

(3) フランス

パリ 2024 オリンピック・パラリンピック大会の招致決定後、スポーツに関する取り組みを強化している。具体的にはフランス開発庁（AFD）が中心となり、「スポーツと開発」の取組を更に推し進めるために、開発金融機関等のネットワークを目的とした「Sport for Development Coalition」を立ち上げ、アフリカでスポーツを用いた課題解決をする人々・団体のネットワークを目的とした Web 上のプラットフォーム「Sport en Commun」⁴も開設している。また、アフリカ初の国際総合スポーツ大会となるダカール 2026 ユースオリンピックの開催支援のために、セネガルオリンピ

⁴ <https://www.sportencommun.org/en/>

ック委員会に対して資金供与を行うとともに、セネガルの若手選手へのトレーニング提供などを支援する計画もある。

(4) アメリカ

米国開発庁（USAID）は、スポーツを開発と平和の媒体と捉え、特に、教育、平和構築、障害者のリハビリテーション・社会復帰、経済開発に対してスポーツが貢献できるとしている。具体的には「スポーツビジター」（若手選手・コーチの2週間交換プログラム）、「国際スポーツプログラムイニシアティブ」（非営利団体事業の助成）などの取り組みがある。

(5) オーストラリア

スポーツを自国のイメージ向上と開発途上国支援の生活改善、マイノリティの社会参加、平和構築に活用すべく、外務貿易省（DFAT）と、スポーツ行政執行機関であるオーストラリア・スポーツコミッション（Australian Sports Commission）が連携して実施している。具体的にはアジア、大洋州地域にて、生活習慣の改善、障害者の生活の質の改善、地元組織の育成、草の根スポーツの強化、スポーツへの参加を促す小規模プロジェクトへの資金提供等の活動を実施している。

以上

日本の関連政策

(1) 開発協力大綱（2015年）

重点分野のひとつとして「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅を掲げ、人間開発、社会開発の重要性に十分に留意し、保健医療、安全な水・衛生、食料・栄養、万人のための質の高い教育、格差是正、女性の能力強化、精神的な豊かさをもたらす文化・スポーツ等、人々の基礎的生活を支える人間中心の開発を推進するために必要な支援を行うこととされており、スポーツも取り組むべき分野となっている。

(2) スポーツ基本法（2011年）

スポーツは世界共通の人類の文化であるとし、「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは全ての人々の権利」であると謳っている。また、スポーツは、心身の健康の保持増進に加え、他者の尊重や協同の精神、公正さ、規律、克己心を培い、実践的な思考力や判断力を育む等人格の形成に大きな影響を与えている。更に、スポーツは、人と人、地域と地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成するとともに、国際相互理解を促進し、国際平和にも大きく貢献するとし、我が国の国際的地位の向上にも極めて重要な役割を果たすとしている。

(3) 第2期スポーツ基本計画（2017年4月～2022年3月）

基本方針として、①スポーツで「人生」が変わる、②スポーツで「社会」を変える、③スポーツで「世界」とつながる、④スポーツで「未来」を創る、を掲げ、「スポーツ参画人口」を拡大し「一億総スポーツ社会」の実現に取り組むこととしている。そして、4つの目標として、①スポーツを「する」「みる」「ささえる」スポーツ参画人口の拡大とそのための人材育成・場の充実、②スポーツを通じた活力があり絆の強い社会の実現、③国際競技力の向上に向けた強力で持続可能な人材育成や環境整備、④クリーンでフェアなスポーツの推進によるスポーツの価値の向上を挙げている。特に、スポーツを通じた活力があり絆の強い社会の実現における政策目標として、社会の課題解決にスポーツを通じたアプローチが有効であることを踏まえ、スポーツを通じた共生社会等の実現、経済・地域の活性化、国際貢献に積極的に取り組むとしている。

(4) スポーツ国際戦略（2018年）

国際社会においてスポーツの力により、「多様性を尊重する世界」「持続可能で逆境に強い世界」「クリーンでフェアな世界」を実現すべく、また、SDGsに掲げる社会課題の解決に対して最大限の貢献を目指すべく、国際的な政策・ルール作りに積極的に参画し、スポーツを通じた国際交流・協力を戦略的に展開するとしている。

(5) スポーツ・フォー・トゥモロー: SFT（2014年1月～2022年3月）

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けた日本政府の国際公約であり、100以上の国・地域において1,000万人以上に、世界のよりよい未来のために、未来を担う若者をはじめ、あらゆる世代の人々にスポーツの価値とオリンピ

ック・パラリンピック・ムーブメントを広げていく取組である。①スポーツを通じた国際協力及び交流、②国際スポーツ人材育成拠点の構築、③国際的なアンチ・ドーピング推進体制の強化支援の3つを柱として掲げ、それぞれの柱において産・官・学が一体となって活動を推進している。

以上

協力実績

目的への 貢献シナリオ	アプローチ	スキーム	実施済みまたは実施中案件・事例	担当部局	
スポーツの 開発	(1) スポーツへの アクセス向上	① ソフトインフラ整備 ・政策/制度の整備 ・関連団体の体制強化 ・人材養成の仕組み作り ・大会など機会の整備	技術協力事業 ネパール「サッカーアドバイザー」専門家派遣 (2017-2018)	南アジア部/ネパール事務所	
		② ハードインフラ整備 ・施設の整備 ・器材/用具の整備	無償資金協力事業 ザンビア「ザンビア柔道連盟柔道器材整備計画」 (2008)	資金協力業務部	
			無償資金協力事業 ラオス「日本・ラオス武道館建設計画」 (2008)	資金協力業務部	
			無償資金協力事業 南アフリカ「柔道連盟柔道器材整備計画」 (2010)	資金協力業務部	
			無償資金協力事業 キルギス「体育庁柔道器材整備計画」 (2011)	資金協力業務部	
			無償資金協力事業 パラグアイ「スポーツ庁訓練センター器材整備計画」 (2016-2018)	資金協力業務部	
			無償資金協力事業 コンゴ民主共和国「柔道スポーツ施設建設計画」 (2016-2020)	資金協力業務部	
			その他 (物資提供・寄付) 「世界の笑顔のために」プログラム	青年海外協力隊事務局	
		③ スポーツの普及・強化 ・スポーツ指導 ・指導者/審判養成 ・大会等開催支援 ・アスリート育成	JICA海外協力隊 JICA海外協力隊スポーツ職種、29種目3169名派遣 (1965年-2020年3月) 野球643名、柔道522名、バレーボール310名、水泳234名、サッカー167名、体操競技167名、卓球164名、陸上競技148名、ソフトボール129名、剣道121名、空手道114名、バスケットボール95名、合気道70名、ラグビー65名、バドミントン55名、テニス49名、ハンドボール35名、レスリング23名、新体操13名、フィジカルアクティビティ12名、ウエイトリフティング (旧) 重量あげ12名、アーティスティックスイミング7名、水球4名、スキー3名、自転車競技3名、相撲2名、アーチェリー1名、フェンシング1名	青年海外協力隊事務局	
			その他 (JICA基金活用事業) カンボジア「カンボジアの豊かな水を活かしたカヌー連盟選手及びコーチの人材育成プロジェクト」 (2019-2020)	国内事業部	
スポーツを通じた 開発	(2) 心身ともに健全な 人材育成	① 健康増進 ・生活習慣病対策 ・高齢化対策	草の根技術協力事業 ベトナム「ハイフォン市における生活習慣病対策のモデル事業構築プログラム」 (2015-2018)	四国センター	
			草の根技術協力事業 ミクロネシア「ポンペイ州における「減量・肥満予防プログラム」導入事業」 (2017-2020)	九州センター	
			課題別研修 「大洋州における地域保健での生活習慣病予防」 (2009-2014)	人間開発部/北陸センター	
			課題別研修 「生活習慣病予防対策」 (2010-2018)	人間開発部/中部センター	
			青年研修 「生活習慣病予防コース」①タイ、②マレーシア、③スリランカ、④大洋州混成 (2017)	国内事業部/①四国センター、 ②③九州センター、④沖縄センター	
			JICA海外協力隊 フィジカルアクティビティ隊員12名 (1965年-2020年3月) スポーツ・運動の普及・促進を取り入れる高齢者介護分野の隊員	青年海外協力隊事務局	
			その他 (イベント系) ガーナ、カメルーン「HIV/エイズの蔓延防止を目的とした官民連携のプロジェクト「Public Viewing in Africa」 (2010)	ガーナ事務所、カメルーン事務所/アフリカ部	
			その他 (イベント系) ニカラグアにおける「メガ」ラジオ体操普及 (2017)	ニカラグア事務所	
			② 教育 ・学校体育の普及 ・課外活動の促進	技術協力事業 ミャンマー「初等教育カリキュラム改訂プロジェクト」 (2014-2021)	人間開発部
				草の根技術協力事業 カンボジア「小学校体育科指導書作成支援プロジェクト」 (2006-2009)	中国センター
	草の根技術協力事業 カンボジア「小学校体育科教育振興プロジェクト」 (2009-2012)	中国センター			
	草の根技術協力事業 カンボジア「小学校体育科教育 自立的普及に向けた人材育成及び体制構築のための事業」 (2013-2016)	中国センター			
	草の根技術協力事業 カンボジア「中学校体育科教育指導書作成支援・普及プロジェクト」 (2017-2020)	中国センター			
	草の根技術協力事業 カンボジア「小学校から高等学校まで一貫した高い質で学ぶ「Physical Education for All」プロジェクト」 (2020-2024)	中国センター			
	課題別研修 学校体育 (2015-2021)	筑波センター			
	青年研修 モルディブ「体育教育/ブータン、モルディブ」 (2015-2016)	国内事業部/九州センター、駒ヶ根訓練所			
	青年研修 ベトナム「体育教育コース」 (2018)	九州センター			
	JICA海外協力隊 体育隊員1480名派遣 (1965年-2020年3月)	青年海外協力隊事務局			

スポーツを通じた開発	(3) 社会包摂と平和の促進	① 社会参画促進			
		・ 障害者スポーツ推進	草の根技術協力事業	ラオス「障害者スポーツ振興プロジェクト」(2009-2012)	東京センター
			草の根技術協力事業	ラオス「北部ラオスにおける障害者の社会自立のための就労支援事業」(2012-2015)	東京センター
			草の根技術協力事業	ラオス「障害者スポーツ普及促進プロジェクト」(2016-2021)	東京センター
			課題別研修	「身体障害者スポーツ指導者」(1990-1999)	人間開発部/東京センター、東北センター
			課題別研修	「障害者スポーツ指導者」(2000-2004)	人間開発部/東京センター、東北センター
			課題別研修	「障害者スポーツを通じた社会統合」(2005)	人間開発部/東京センター、東北センター
			課題別研修	「障害者スポーツを通じた社会参加」(2006-2009)	人間開発部/東京センター、東北センター
			課題別研修	「障害者スポーツリーダーの養成」(2010-2012)	人間開発部/東京センター、東北センター
			課題別研修	「スポーツを通じた障害者の社会参加の促進」(2016-2021)	人間開発部/東北センター
			青年研修	インドネシア「障がい者スポーツ」(2016)	国内事業部/四国センター
			JICA海外協力隊	体育・スポーツ隊員 スポーツ・運動の普及・促進を取り入れる作業療法士、理学療法士、障害児・者支援、福祉用具分野の隊員	青年海外協力隊事務局
			その他(派遣・招へい)	講道館柔道指導者のインドネシア派遣(2017)	青年海外協力隊事務局
			その他(派遣・招へい)	セネガル ブラインドサッカーを通じたダイバーシティ教育(2018)	青年海外協力隊事務局
	その他(派遣・招へい)	インドネシア・ペルー 視覚障害柔道関係者の東京国際視覚障害者柔道選手権大会2019と合同合宿への出場(2018)	青年海外協力隊事務局		
	・ 女性スポーツ推進	その他(イベント系)	タンザニア “Ladies First” 女子陸上競技会(2017-2019)	タンザニア事務所/アフリカ部/広報室	
	② 平和構築	技術協力事業	コンゴ民主共和国「市民と平和のための警察研修実施能力強化プロジェクト」(2015-2018)	コンゴ民主共和国事務所	
		・ 交流の促進	技術協力事業	ボスニア・ヘルツェゴビナ「スポーツ教育を通じた信頼醸成プロジェクト」(2016-2020)	ガバナンス・平和構築部
		・ コミュニティ形成	技術協力事業	南スーダン「スポーツを通じた平和構築のための情報収集・確認調査」(2015-2016)	南スーダン事務所/アフリカ部
		技術協力事業	南スーダン「スポーツを通じた平和促進」(個別専門家)(2017-2018)	南スーダン事務所/アフリカ部	
技術協力事業		南スーダン「スポーツを通じた平和促進プロジェクト」(2019-2023)	南スーダン事務所		
その他(研究)		スポーツと平和・開発に関する研究	緒方貞子平和開発研究所		
その他(イベント系)			コートジボワール事務所/アフリカ部		
まちづくり(4)	① スマートシティ開発				
	② 地域活性化	その他	オリパラホストタウンを通じた国際理解教育と市民参加の推進に係る業務(2021)	アフリカ部	
		青年研修	「スポーツを通じた地域振興コース/大洋州混成」(2017)	国内事業部/四国センター	
(5) 産業興	① スポーツツーリズム推進				
	② スポーツビジネス推進				